

制度上の課題について

(注)これまで検討会で委員等から出された主な意見について整理したもの

- ① 条例を制定しなくても住基カードの多目的な利用ができるような仕組みができないか。

(全国的に利用可能なサービスメニューを増やすべきではないか。)

ア 住民基本台帳カードの機能は、大きく(i)券面、(ii)基本利用領域、(iii)公的個人認証利用領域、(iv)独自利用(条例利用)領域に分けることができる。

イ このうち(iv)については、住基法では、「市町村長その他の市町村の執行機関は、住民基本台帳カードを、条例の定めるところにより、条例に規定する目的のために利用することができる。」(第30条の44第8項)とされている。

これは、

- ・ 平成11年の住基法改正以前から一部の市町村でICカードを利用した多様な住民サービスが提供されていたこと
- ・ 住基カードをカードの偽造防止等の観点(暗号化が可能等)からICカードとしたことに伴う空領域の有効活用
- ・ 分権時代に対応し、各市町村がカードを利用して、独自の行政を展開できるようにするため、市町村の条例及び本人の選択により、市町村が住民票コード等以外の情報を記録させて住民サービスに活用できるものとするのが適当と考えられたこと

によるものである。

利用目的等を条例で定めることとしたのは、住基カードの発行根拠及び記録事項、利用目的等が法律及びそれに基づく政令等で定められていることを踏まえたものと考えられる。

なお、券面に法令で定めた事項以外の個人情報等を記載する場合や磁気テープ部分を利用する場合も同様とされている。

ウ これに対して、空領域の有効活用という観点からは、個々の市町村で個別に条例を定めるよりは、一定の利用方法については法律で定めて、希望する住民が利用できるようにできないかとの意見がある。

→ 全国全ての市町村で同様のサービスを提供するのであれば、公的個人認証サービス（電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律）と同様に、別途法律で規定し、住基カードをその電磁的記録媒体として定めることが制度的には考えられる。

← ・ そもそも、どういったサービスを全国一律に提供すべきかについての検討が必要である。
・ また、システムの、財政的な問題について別途検討する必要がある。

→ 希望する市町村のみが選択的にサービスを提供できるようにできないか。

← 現行制度でも基本的には対応可能と考えられる。
（仮に条例制定を不要としても、予算の議決等何らかの団体としての決定が必要）

→ 自治体や大学、企業などが市町村の区域を越えてサービスを提供できるようにできないか。

← ・ カード管理の観点から、カードの発行主体である各市町村との調整はいずれにしても必要となり、現行制度でも条例を定めれば対応可能とも考えられる。
・ カードの規格等システムのな問題について別途検討する必要がある。

エ 現行法令上認められている券面（4情報＋写真）、基本利用領域、公的個人認証利用領域の有効活用を進めることも重要である。

② 市町村を異動しても失効、返納しなくてもよいようにできないか。

ア 券面だけであれば、裏面に裏書きをすることも方法論としては考えられる。また、基本領域については、基本的に住民票コードを記録することとされていることから、市町村が変わっても、必ずしもカードを再発行する必要はない（システム的な問題は別途あり）。

条例による独自利用を転出地市町村が行っていた場合は、それについては、利用不可能となる。

イ そもそも、現行制度では、住民票の作成主体であり、住民に最も身近な市町村をカードの発行主体としていることから、市町村を転出した場合には、カードを返納することとされているものであり（カードは市町村が貸与しているもの。）、そのこととの整合をどう図るか。

ウ 転出地の住基カードと引き換えに転入地で住基カードを取得する場合に、手数料を無料化できないか。

→ 手数料は、各市町村が条例で定めるところにより、交付事務に要する費用を取っているもの。全国又は都道府県単位で条例で各市町村が連携をとって特例を設ければ可能か。

← 論理的には交付事務に要する費用は無料とはならないが、それよりも大きな政策目的（行政事務における厳格な本人確認の必要性など）があると言えるか。

③ 公的個人認証サービスの利用範囲を拡大できないか。

資料 3

④ 交付手続をもっと利用しやすくできないか。

住基カードの交付手続については、住基カードが重要な本人確認手段となることから、なりすまし取得を防ぐ観点からは厳格に行う必要がある。

(参考)

本人になりすましての住基カードの不正取得が発覚したことを踏まえて、平成16年には省令改正等カード交付事務の厳格化を図るとともに、本年2月には、住民票異動届の際の本人確認の厳格化についても通知。

一方で、住基カードの普及を図る観点からは、住民が取得しやすくできるような工夫も必要である。

(1) 15歳未満の者（法定代理人）への交付手続きを簡素化できないか

本籍地と住所地が異なる場合に、15歳未満の者の住基カードを取得するためには、法定代理人が確認書類（戸籍謄本）を添付して申請することとされている。

→ 本籍地と住所地が異なる場合でも、同一世帯の15歳未満の者について、親が法定代理人として住基カードの交付申請をする場合には、戸籍謄本の写しは省略することも考えられるのではないか。

- ・ 同一世帯の場合には、親子関係は住民票での確認が可能と考えられる。
- ・ 住基法34条第2項に基づき、市町村長は住民票の記載事項について調査することができることとされており、必要に応じて、本籍地市町村に最新の状況を確認することも可能と考えられる。

(2) 即日交付が困難な市町村においても、交付までに本人が市町村役場の窓口へ行く回数を1回にできないか。

住民の利便の観点からは即日交付が望ましいが、即日交付が困難な場合には、事務処理要領においては、任意代理人又は郵便による交付申請書の受理について市町村長の判断により認めることとしているが、その取扱いは市町村ごとに異なっており、本人に二回窓口へ来ることを求めている市町村もある。

→ 住基カード交付時の本人確認を厳格化していることから、申請については、パスポートの申請手続に準じて、一定の代理人による申請書の提出を認める方向で取扱いを合わせることも考えられるのではないか。

(3) 住基カードと公的個人認証サービスの両方を取得しようとする場合の手続を簡素化できないか。

市町村の同一窓口において、住基カードと公的個人認証サービスの両方を申請する場合も、二種類の申請書を記入する必要がある。

→ 住基カードと公的個人認証サービスを同時に取得する場合には、一枚の申請書で申し込みができるよう様式を見直すことも考えられるのではないか。

← カードが即日交付でない団体では、申請手続きは別にならざるを得ない。

⑤ 住民がもっと取得したくなるようなインセンティブを与えることができないか。

ア 手数料については無料化できないかといった意見があるが、手数料は各市町村が条例で定めるところにより、交付事務に要する費用を徴収しているもの。

(参考)

地方自治法第227条
普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴することができる。

イ 一部の市町村では、印鑑登録証と住基カードを同一のカードとするといった政策目的に基づいて、実質的に交付手数料を無料化しているところもある。

各種行政事務における本人確認の厳格化など、より大きな政策目的があれば市町村の判断により無料化することについても検討の余地があるのではないか。

← 財政負担等の問題あり。

ウ インセンティブの付与については、各種サービス実施メニューを増やすのと合わせて、住基カードによるサービスの場合に各種手数料（住民票の写しの交付手数料など）を減額することも考えられるのではないか。

⑥ そ の 他